

2013年3月15日

長崎県知事 中村 法道 様

佐世保市稲荷町27-31

宮野 和徳

同 所

宮野 由美子

佐世保市潮見町1-30-1311

松本 美智恵

「遊休水利権」に対する意見書及び質問書

1 2級河川佐々川に関し、河川管理者が付与した水利権（水利使用者：佐々町、最大取水量0.269m³/S。以下「東部灌排水利権」「23,200m³/日」という。）は、平成12年以降ほとんど取水実績が無く、水利権が実行されていない典型的な遊休水利権である。したがって、平成23年3月31日の許可期限の経過により水利使用者の権利は消滅したものである。ところが河川管理者は、その後も許可期間を1年とする変則かつ異例の更新の許可を繰り返している。

遊休水利権は、「他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大」（『逐条解説河川法』）であるから、河川管理者には、水利使用者による毎年の取水実績報告を基にして遊休化していた東部灌排水利権を是正する責任があるのに、これを漫然と放置してきたものである。

2 東部灌排水利権は当初、水利使用者を長崎県として昭和46年に設定され、その後昭和60年に水利使用及び土地の占用が長崎県から佐々町に譲渡されて今日に至っている。

なお、東部灌排施設は佐々東部土地改良区が委託を受けて管理している。

3 東部灌排水利権は、しろかき期及び普通かんがい期（6月20日から10月7日までの110日間）に許可された水利権である。平成12年から同24年まで13年間の取水実績報告書に基づく取水実績（取水日数、総取水量、一日平均取水量）は次のとおりである。

	日数	総取水量	一日平均取水量
①平成12年	2日	11,410m ³	5,705m ³
②平成17年	25日	81,790m ³	3,272m ³

③平成19年 11日 36,030m³ 3,275m³

※ その他の年=取水ゼロ

- 4 3の①～③を佐世保市の「渇水対策の実施状況」に照らして検証してみる。
- ア) 平成12年の2日は、5月11日と12日である。この年の佐世保市は渇水対策を実施していない。なお、2日間とはいえ許可期間外の違法取水である。
- イ) 平成17年の25日は、6月18日～7月12日まで連続25日間である。この年の佐世保市は6月20日渇水対策会議、同27日渇水対策本部設置、7月2日から9日まで(減圧)給水制限を実施している。したがって、かんがい用水としての取水であると考えられる。一日平均取水量は3,272m³である。
- ウ) 平成19年の11日は、8月24日～同31日、9月22日及び23日、10月1日の11日間である。この年の佐世保市は、8月、9月、10月の降水量が平年の半分程度であった。11月15日渇水対策本部設置、同23日から(減圧)給水制限を実施している。したがって、かんがい用水としての取水であると考えられる。一日平均取水量は3,275m³である。
- 5 渇水年であった平成17年及び19年の東部灌排水利権に係る取水実績は、上記4に見るとおり一日平均で約3,200m³である。そうすると、23,200m³/日は過剰に付与された権利量であることが明らかである。数字の偶然とはいえ、過剰な権利量はちょうど20,000m³/日相当と認められる。すなわち、東部灌排水利権23,200m³/日のうち20,000m³/日は完全な意味で遊休水利権であると指摘できる。
- 河川管理者は、20,000m³/日の遊休水利権を是正することなく長年放置しておきながら、佐々川を“パンク河川”(「自然の基準渇水流量が先占しつくされた河川(『同前掲書』)」呼ばわりするが、これは当たらない。
- 6 昭和46年から平成11年までの取水実績も平成12年以降の取水実績と大同小異ではないかと容易に推測できる。そうすると、長年にわたり河川管理者が、20,000m³/日の遊休水利権を放置していた結果、「他の緊急且つ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げていた」ことになる。その責任は重大であると指摘せざるを得ない。
- 7 東部灌排水利権の是正方法として4つのケースが考えられる。
- ①現行の23,200m³/日の水利使用の全部を永久に廃止する。
- ②全部廃止する。その上で、(渇水時など)緊急に必要なが生じる場合に備え、河川管理者主導のもと、緊急事態における対応策を関係者間で協議し確立しておく。

- ③全部廃止する。その上で、水利使用者は必要水量を精査し改めて許可の申請を行う。
- ④23, 200m³/日の権利量を実績値に基づいて見直し、更新の許可を行う。

8 7の①のケースは、河川管理者も水利使用者も選択し難いであろう。同②のケースは十分考慮に値すると考える。佐々川の流水の有効・適正な活用の観点からも、また渇水時の農業用水の確保の観点からもまったく問題はない。河川管理者の指導性が問われるのみである。同③と同④のケースは権利量において同じ結論になるものと考えられる。

河川管理者は、東部灌排水利権について、3月31日の許可期限の到来を目前にして権利量を見直し、通例にしたがって10年を許可期限とする更新の許可の方針かもしれない。この場合、権利量の算出は合理的であることが求められる。上記4で示した平成17年及び19年の“実績値”を根拠にした算出が最も合理的である。逆に言うと、実績値に基づかない権利量や、実績値とかけ離れた権利量は合理性が無く誤りである。仮に3, 200m³/日を超える権利量が付与されると、その超える部分は最初から「遊休水利権」の運命にあり、「他の緊急且つ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる」ことになる。このような間違いは犯すべきではない。④のケースの場合（是正方法としては最も妥当と思料する）、権利量は3, 200m³/日を超えることがあってはならない。

【質問】

- 1 上述のとおり、東部灌排水利権は、渇水年の取水実績が一日平均で約3, 200m³にすぎなかったし、河川管理者はこの事実を当然知っていなければならなかった。ところが、この水利権が設定されてから今日まで長年にわたり権利量を見直すことなく放置されてきた。それは何故ですか。
- 2 上述のとおり、東部灌排水利権23, 200m³/日のうち20, 000m³/日は完全な遊休水利権である。この遊休水利権が、「他の緊急且つ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げていた」ことは否定できない。佐々町又は佐世保市が新規水利権の許可の申請を行えば、20, 000m³/日の範囲内で水利権が付与されることになる。このように考えていいですか。
- 3 上記20, 000m³/日について、これは遊休水利権ではないとか、この範囲内で新規水利権は付与されないとされる場合、その理由を具体的に示してください。

なお、各質問については、3月25日必着で文書にて回答をお願い致します。

(以上)

連絡先：宮野和徳（0956-31-2782）